

J A C 亀山会則

（名称）

第1条 本会は、「J A C 亀山（ジェイエイシーカメヤマ）」と称する。

2 英文では、「Junior Athlete Club in Kameyama」と表示し、略称を JACK（ジャック）とする。

（目的）

第2条 本会は、次の目的をもって活動する

- （1）陸上競技を通して、全ての運動の基礎基本を学ぶ。
- （2）陸上競技を通して、スポーツの素晴らしさ・楽しさを味わう。
- （3）陸上競技を通して、学年・年齢・性別等の枠を超えた交流を持つ。
- （4）陸上競技を通して、地域住民や団体、行政等と連携し、持続可能な地域社会づくりに貢献する。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- （1）陸上競技に関する活動
- （2）レクリエーション活動
- （3）他団体との交流活動
- （4）研修活動
- （5）奉仕活動
- （6）その他、本会の目的達成のために必要な活動

（会員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者（主として小・中学生）が、その保護者同意の上、別に定めた「入会届」を提出すると同時に、会費の納入をもって会員となる。

2 入会の有効期間は、「入会届」を提出した日からその年度末（3月末日）までとし、毎年度ごとにこれを更新する。

3 本会の会員は、全員が財団法人スポーツ安全協会などの保険（以下「スポーツ保険」という）に加入するものとする。

（会費等）

第5条 本会の会員は、年会費および指導者等支援金を納入しなければならない。

2 年会費の額については、運営委員会の議決を経て別に定める。

3 年度途中に退会の場合でも、年会費の返納はしないものとする。

4 指導者等支援金の額ならびに運用については、別に定める。

（会議）

第6条 本会の会議は、総会、運営委員会、指導者部会とする。

2 総会は、本会の指導者、スタッフ、保護者全員によるものとし、原則として年1回の開催とする。

3 運営委員会は、本会の指導者、スタッフによるものとし、本会の管理及び運営における準備と計画を行う。その開催については、協議する事項がある場合において随時とする。

4 指導者部会は、本会の指導者によるものとし、第3条における本会の活動に関する一切の指導についての協議を行う。その開催については、協議する事項がある場合において随時とする。

（保護者の会）

第7条 保護者の会は、本会の育成母集団として会員の保護者で構成する。

2 保護者の会の活動、その他必要な事項については、「保護者の会会則」において、別に定める。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長：1名
- （2）監督：1名
- （3）ヘッドコーチ：1名
- （4）コーチ：2名以上
- （5）スタッフ：若干名
- （6）その他、必要と認めた役員を置くことができる。

（役員の任務）

第9条

- （1）会長は、本会を代表し、その運営等に関する指導・助言を行う。
- （2）監督は、本会の活動及び運営の全てを統括する。
- （3）ヘッドコーチは、監督を補佐し監督に事故ある時はその全任務を代行する。
- （4）コーチは、本会の活動を指導する。
- （5）スタッフは、本会の活動及び運営について補佐する。

（役員の任期）

第10条 本会の役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員の生じたときは、それを補充する。但し、その任期は前任者の任期期間とする。

（会計）

第11条 本会の必要経費は、年会費、指導者等支援金、補助金、寄付金、その他の収入によってまかなう。

（会計年度）

第１２条 本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事故の責任）

第１３条 本会の活動中に生じた事故については、第４条の規定に基づき加入したスポーツ保険の適用範囲によるものとし、本会及び指導者側はその責任を負わない。

（慶弔）

第１４条 慶弔金については、特にこれを定めない。必要な都度、運営委員会にて決定するものとする。

（実施規則）

第１５条 この会則の実施に関して必要な規則等は、運営委員会の議決を経て別に定める。

（その他）

第１６条 この会則に定めるものの他、必要な事項は運営委員会で決定する。

<附則>

- １ この会則は、平成１８年４月１日から施行する。
- ２ この会則の変更は、平成２３年４月１日から施行する。
- ３ この会則の変更は、平成２６年４月１日から施行する。
- ４ この会則の変更は、令和８年３月２０日から施行する。